

## 交野市開発指導要綱に基づく事前協議の流れ

事前協議図書提出

- ・事前協議書【様式第1-1号】を表紙で**12部**  
水道・消防協議書【様式第1-2号】の表紙で**2部**  
計**14部** 開発調整課へ提出

各課意見照会

- ・×日は毎月**10日、20日、月末**の月3回
- ・×日の翌日に各課に意見照会

意見書の返却

- ・×日から約**2週間**で返却

各課協議

- ・所管課と協議、書類の提出など

回答書提出

- ・意見書に対する回答書・必要図書を開発調整課に提出

協定書締結

- ・意見書に対する回答書が整えば、  
開発者と交野市で協定を締結します。

公共・公益施設工事完了検査  
(寄附行為が伴う場合)

- ・中間・竣工検査申請書【様式第8号】提出

公共・公益施設寄附

- ・公共・公益施設寄附申込書【様式第9号】提出  
(※**抵当権抹消後の謄本要**)

建築確認申請の現地調査報告書  
発行事務の受付

- ・協定書の締結をした後、建築確認申請 現地調査  
報告書発行事務の受付
- ・**正・副・市**の3部提出 (市用に構造計等は不要  
です。)

建築確認申請及び現地調査票返却

- ・約**4日**で**正・副返却**  
(消防同意等が必要な場合は約7日)

大阪府又は民間検査機関に提出